

# 遊漁船登録について

●営業開始までに必要な手続きを紹介します●

## はじめに

遊漁船業（船釣り業、磯渡し業（瀬渡し業）など）を営むためには、営業所ごとにその営業所を管轄する県知事に登録しなければなりません。

たとえ年に1回であっても、営利を目的として遊漁船業を営む場合は登録してください。なお、水産動植物の採捕を伴わない島めぐりなどの観光遊覧やダイビング案内業などは「遊漁船業」には該当しません。

## ～登録申請について～

### 1 営業開始までに必要な手続き

(1) 遊漁船業務主任者の選任と講習の受講 遊漁船業務主任者になるには？
①: 海技士（航海）又は、2級小型船舶操縦士以上の免許を取得している（ <u>小型船舶において船長を兼務する場合は、特定操縦免許（旅客免許）も必要</u> ）
②: 1年以上の実務経験又は10日以上の実務研修（1日5時間以上）を終了している
③: 農林水産大臣の定める基準に適合すると農林水産大臣が認めた遊漁船業務主任者を養成するための講習（遊漁船業務主任者講習会）を受講している

- ・遊漁船業者本人が遊漁船業務主任者を兼ねることも可能です。
- ・遊漁船業務主任者講習会は5年ごとに受講する必要があります。



(2) 知事に遊漁船業者の登録申請書を提出
・ 損害賠償保険等に参加（遊漁船の旅客定員1人当たり3,000万円以上）するなど登録の基準が定められています
・ 登録申請には新規16,000円、更新12,000円の手数料が必要です

- ・遊漁船業者の登録は、平成15年4月1日から必要になりました。
- ・登録の有効期間は5年間で、継続する場合は、改めて更新の登録申請を行う必要があります。



(3) 申請者に登録等の通知

- ・申請から約10日間で県から申請者に文書で登録又は不登録の通知が行われます。



(4) 「業務規程」の届出（新規登録の場合）

- ・業務規程は、遊漁船業者が自分で行う遊漁船業の方法を定めた書面です。
- ・登録の通知を受けてから営業を開始するまでの間に県に届出します。



(5) 営業所と遊漁船に遊漁船業者登録票及び登録標識を掲示

- ・ 営業所：遊漁船業者登録票
- ・ 漁 船：遊漁船業者登録票及び登録標識

- ・遊漁船業者登録票を営業所と遊漁船の両方に公衆の見やすい場所に掲示します。
- ・遊漁船には遊漁船業者登録票に加えて、登録標識を掲示することになっています。



営業開始

## 2 登録を申請する際の要提出書類

登録を申請する際、申請書のほか、以下の書類が必要です。

区分	書類名	指定様式 (別記様式)
個人経営の場合	①申請者が法律第6条の登録拒否要件に該当しない誓約書	第2号
	②遊漁船業務主任者の実務経験又は実務研修を証する書面	第3号
	③遊漁船業務主任者が法律施行規則第10条第2項各号に該当しない者であることの誓約書	第3号の2
	④遊漁船業務主任者の海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し	
	⑤遊漁船業務主任者講習会の修了証の写し	
	⑥損害賠償の支払い能力を証する書面（保険証券等の写し）	
	⑦使用する遊漁船の船舶検査証書写し	
	⑧登録申請者の住民票の抄本（申請者が未成年者の場合は法定代理人の住民票の抄本を含む）又はそれに代わる書類	
	⑨遊漁船業務主任者の住民票の抄本（登録申請者と同一の場合は省略可）又はそれに代わる書面	
法人の場合	①申請者が法律第6条の登録拒否要件に該当しない誓約書	第2号
	②遊漁船業務主任者の実務経験又は実務研修を証する書面	第3号
	③遊漁船業務主任者が法律施行規則第10条第2項各号に該当しない者であることの誓約書	第3号の2
	④遊漁船業務主任者の海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し	
	⑤遊漁船業務主任者講習会の修了証の写し	
	⑥損害賠償の支払い能力を証する書面（保険証券等の写し）	
	⑦使用する遊漁船の船舶検査証書写し	
	⑧法人の登記事項証明書	
	⑨法人の役員全員の住民票の抄本又はそれに代わる書面	
	⑩遊漁船業務主任者の住民票の抄本（役員と同一の場合は省略可）又はそれに代わる書面	

※申請様式等は、以下のホームページから印刷することも可能です。（水産課HP）

<http://www.pref.tottori.lg.jp/44490.htm>

## 【解説】

### (1) 登録を受ける場合の事前準備

遊漁船業者の登録を受けようとする場合は、事前に次の準備が必要です。

#### ① 遊漁船業務主任者の選任

決められた資格を持つ遊漁船業務主任者を選定（申請者が遊漁船業務主任者になることもできます。）し、遊漁船業務主任者が、農林水産大臣の定める基準に適合すると農林水産大臣が認めた遊漁船業務主任者を養成するための講習（以下「遊漁船業務主任者講習会」という。）を受講する。

#### ② 遊漁船利用者への損害賠償保険等の加入

- ・ 損害賠償保険等の補償額は、使用する遊漁船毎に船舶検査証書に記載された旅客定員の人数分、1人当たり3,000万円以上の補償額が必要です。
- ・ 瀬渡しの場合、磯や瀬など渡した場所で発生した遊漁船業者の過失による損害も補償の対象となる保険等に加入する必要があります。
- ・ 遊漁船業の営業期間が季節的であっても、周年営業の可能性があるので、保険は周年加入しておく必要があります。

### (2) 登録の拒否

法律第6条に登録申請の内容が次の事項に該当する場合は、知事は登録を拒否しなければならないことになっております。

- ① 知事から遊漁船業者の登録を取り消されてから2年を経過しない場合
- ② 法人が遊漁船業の登録を取り消された場合に、取消処分の日から2年を経過していない場合
- ③ 知事から遊漁船業の停止を命じられ、その停止の期間が経過していない場合
- ④ 禁固刑以上の刑に処せられその執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない場合
- ⑤ この法律、船舶安全法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、漁業法、水産資源保護法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない場合
- ⑥ 成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオのいずれかに該当する場合
- ⑦ 法人の場合、役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がある場合
- ⑧ 遊漁船業務主任者を選任していない場合
- ⑨ 遊漁船の旅客定員1人あたり3,000万円以上の生命、身体の損害賠償をするための損害賠償保険等に加入していない場合

### (3) 遊漁船業務主任者の基準

遊漁船業務主任者として選任できるのは、次の①から⑤の条件を全て満たす人で、遊漁船業者が兼ねることもできます。

- ① 海技士免許（航海）又は1級もしくは2級の小型船舶操縦士免許を受けていること。なお、小型船舶において船長を兼務する場合は、特定操縦免許（旅客免許）も必要です。
- ② 1年以上の遊漁船業の実務経験を有するか、遊漁船業務主任者の指導による10日以上（1日5時間以上）の遊漁船における実務研修を修了していること
- ③ 遊漁船業務主任者講習会を修了した者であって、修了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年の1月1日（交付を受けた日が1月1日の場合は同日）から5年以内であること
- ④ 知事の命令によって業務主任者を解任された人で、解任後2年を経過していること
- ⑤ 「（2）登録の拒否」①から⑥の事項のいずれにも該当しない人

### (4) 損害賠償の支払い能力を証する書面

「損害賠償の支払い能力を証する書面」は、加入している保険の保険証券又は共済契約の証書等の写し（保険の申込書（写）と保険料支払領収書（写）でも可）になります。

### (5) 申請手数料

登録の申請には1件当たり新規登録16,000円、更新登録12,000円の手数料が必要です。手数料は申請書に県収入証紙を貼付する方法で納付します。収入証紙は県内の銀行などでお求めください。

### (6) 申請書等提出先

申請書等は県庁水産課又は、境港水産事務所に郵送又はご持参ください。

申請書等の提出はこちらへお願いします	
琴浦町以東に営業所を設置する場合	大山町以西に営業所を設置する場合
<b>【県庁水産課】</b> 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 農林水産部水産振興局水産課 宛  電 話：0857-26-7339 F A X：0857-26-8131	<b>【境港水産事務所】</b> 〒684-0034 鳥取県境港市昭和町9-20 みさき会館2階 境港水産事務所 宛  電 話：0859-42-3167 F A X：0859-42-3169